

直鞍自動車産業研究会会則

(名称)

第1条 本研究会は、直鞍自動車産業研究会と称する。

(事務局)

第2条 本研究会は、事務局を直鞍産業振興センター(ADOX福岡 別館)内に置く。

(目的)

第3条 本研究会は、福岡県が推進する北部九州自動車産業アジア先進拠点推進プロジェクトを受け、直鞍地域に集積する機械金属関連産業を中心に、地場企業の自動車産業への参入を促進するとともに、企業、行政機関及び産業支援機関等との連携を促進することにより、地域産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 自動車産業に係る地場企業の新規参入、受注拡大の促進
- (2) 自動車に関する講演会・セミナー・視察等の学習場の設定
- (3) 会員企業に関する情報の発信・PR・各種支援
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本研究会は、次の会員等により構成する。

- (1) 会員 自動車産業関連企業及び将来これに参入しようとする企業
- (2) 特別会員 オブザーバとして自動車関連産業への参入に寄与しようとする企業
- (3) 賛助会員 行政機関、産業支援機関及び本会の趣旨に賛同するもの
- (4) 学識経験者

(入退会)

第6条 本研究会に加入しようとするものは、「研究会入会申込書」にて申し込みを行うものとする。また、会員が本研究会を退会しようとする場合は、「研究会退会届」を会長に提出しなければならない。

(役員等)

第7条 本研究会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監査役 2名

2 会長は、本研究会を代表し、その業務を総理する。また副会長は、会長を補佐するとともに、会長不在の時にはその業務を代理するものとする。

3 必要に応じて、本研究会に顧問を置くことができる。

(選任等)

第8条 会長、副会長、監査役及び顧問は、次の条に定める通常総会もしくは臨時総会において選出する。

- 2 会長、副会長及び監査役及び顧問の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とし、議長は会長がこれに務める。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は正会員の3分の1以上が要求したときに開催する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。役員会は会長、副会長、事務局で構成し、会長の求めに応じて役員以外も参加することができる。
- 5 会議の招集は、会長の指示により事務局が行う。
- 6 本会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

(議決)

第10条 各会議の議決は、会議出席者の過半数で決める。

- 2 本会の解散については、会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の同意を得て決定する。

(会計)

第11条 本会の運営は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。但し、事前了承のもと、必要により実費負担を願うことがある。

- 2 会員からは、年会費として10,000円を徴収する。ただし、会議において承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 賛助会員・特別会員及び学識経験者からは、会費は徴収しない。
- 4 会員が年度の途中で参画する場合は、1年分の会費を徴収する。
- 5 会員が年度の途中で脱退した場合は、会費は返還しない。

(監査)

第12条 会長は、毎事業年度の終わりに以下の書類を作成し、監査役に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

(付則)

- 1 この会則は、本研究会が設立された日から施行する。
- 2 本会則は、平成20年5月26日より変更する。
- 3 本会則は、平成28年7月5日より変更する。